

訪日外国人旅行者による食関連消費拡大に向けた検討会 設置要綱

1. 趣旨

令和7年4月11日に新たな食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、人口減少下においても農業者及び食品事業者の収益性の向上に資するよう、今後成長する海外の食市場を取り込み、「海外から稼ぐ力」を強化するため、今後、農林水産物・食品の輸出拡大を加速化することに加え、訪日外国人旅行者（以下「インバウンド」という。）による食関連消費の拡大を図ることも政策の柱と位置付けられたことを踏まえ、輸出拡大とインバウンドによる食関連消費拡大の好循環の形成に向けた施策の充実を図る必要がある。

また、基本計画で示された政策方向を具体化するため、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）において新たな「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（以下「実行戦略」という。）が決定されたところである。

本検討会は、閣僚会議で示された方向と実行戦略の具体化に資する観点から、地域の魅力ある食材や歴史・文化をひとつのストーリーとしてインバウンドに訴求する地域づくりや、輸出拡大との好循環形成等に当たって、食品事業者、観光事業者、インバウンド受入地域等が抱える課題や今後望まれる取組方向について検討し、報告書を取りまとめる。

2. 検討会の運営

- （1）検討会は、別紙に掲げる委員によって構成する。なお、委員の出席が困難な場合には、代理出席を認めることができる。
- （2）検討会は、座長及び副座長を置く。座長及び副座長については、委員の中から選出する。
- （3）座長は、検討会の議事を運営する。副座長は、座長を補佐するとともに、座長が不在の場合にはその職務を代理する。
- （4）諸事情により検討会の開催が困難な場合は、検討会の開催に代えて、持ち回りによる開催を妨げないものとする。
- （5）検討会は、原則として非公開とする。
- （6）検討会の資料及び議事概要は、農林水産省ホームページにおいて公表することができる。ただし、個別企業の経営に関する情報、委員が非公開を希望する内容等については、資料等の全て又は一部を非公表とする。開示範囲については、事務局が案を作成して、委員の承認を得るものとする。

3. その他

- (1) 検討会は、農林水産省輸出・国際局輸出企画課が運営する。
- (2) その他、検討会の運営に必要な事項は、事務局及び委員との協議の上で別途定めることができる。

(別紙)

訪日外国人旅行者による食関連消費拡大に向けた検討会
委員名簿

【委員】(敬称略・五十音順)

きしもと 岸本	しんいち 真一	株式会社 Mizkan 東京ヘッドオフィス アジア統括部 部長
ごそう 五艘	みどり	帝京大学 経済学部 地域経済学科 教授
さわと 沢登	まさゆき 正行	東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 くらしづくり・地方創生部門 部門長
はた 秦	もととき 基記	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスインバウンドサポート部 部長
ますだ 増田	わたる 航	Klook Travel Technology 合同会社 ゼネラルマネージャー
まつもと 松本	やすはる 靖 治	京都おぶぶ茶苑 副代表
やがさき 矢ヶ崎	のりこ 紀子	東京女子大学 現代教養学部 経済経営学科 教授
やない 楊井	よしひこ 吉彦	株式会社 羽田未来総合研究所 執行役員

【関係省庁等】

観光庁国際観光部国際観光課
観光庁観光地域振興部観光資源課
国税庁課税部酒税課酒類業振興・輸出促進室
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食文化室
農林水産省輸出・国際局知的財産課
農林水産省農村振興局都市農村交流課
水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課
独立行政法人国際観光振興機構 (JNTO)
独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ)
日本食品海外プロモーションセンター (JFOODO)